

三田市公民館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第13条 省略                      (喫茶室、ちゅう房等の目的外使用)  <u>第14条 許可を受けて喫茶室、ちゅう房等を目的外に使用しようとする者は、別表第2により委員会が別に定めた使用料を毎月10日までに納入しなければならない。</u>                      (保証金)  <u>第15条 前条に定める目的外使用について、委員会は、使用を許可する場合において必要があると認めるときは、使用者に保証金を納入させることができる。</u>                      (規則への委任)                      第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。                      別表第1(第7条関係) 省略                      別表第2(第14条関係) 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略                            (規則への委任)  <u>第14条</u> この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。                      別表(第7条関係) 省略</p>